

# あなたはこんな時 最後まで保護者になってくれますか？

## 第3回 集合住宅とペット飼育

アークには、犬を保護したがマンションに住んでいるので飼ってやれないとか、マンションに引っ越すので今まで飼っていた猫を引き取ってほしい、という相談が多数寄せられます。宮沢賢治ゆかりの遠野あたりの古い農家には「曲がり家」といって母家と直角に棟続きの馬小屋があり、牛馬も犬猫もみんな人間とひとつ屋根の下で仲良く暮らしてました。それなのに現代の集合住宅では猫の子1匹飼うのもまなならぬとは... いつから、そして何故こんな殺伐とした世の中になったのでしょうか。

### \*集合住宅でのペット禁止の歴史

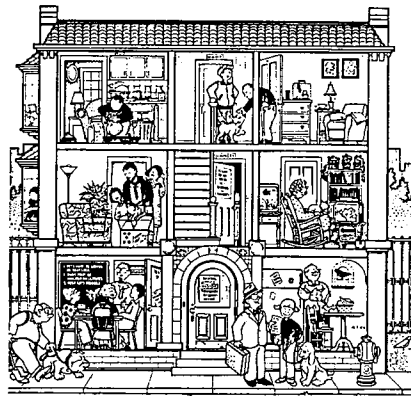
高度成長時代に団地いわゆる高層集合住宅が誕生し、まず住宅公団がとりあえずペット飼育を禁止したことに始まり、今では民間の分譲住宅でも半ば不文律化し常識になってしまっています。しかし最近医療界でもアニマルセラピーによる効果が認識されはじめ、わずかながら行政においてもペットとの共存を考える動きが出てきています。関東では東京を中心にペット可のマンションが増え、94年には集合住宅における動物飼育モデル規定も発表されていますし、関西でもペット可の賃貸マンションがありますが、残念ながらマンション＝ペット禁止という固定概念を無くすまでには至ってはいません。

### \*ペット禁止の原因と問題点

禁止までの過程を見ますと、まず靴を脱いで上がるという日本家屋の構造と限られた建坪に加え、日本人の異常なまでの潔癖さ⇒糞・臭い等の動物公害⇒ペット飼育者に対する差別いじめ⇒規約・条例によるペット禁止明文化、という流れが考えられます。マンションはいろいろな人の集合体であり、生活形態は思想、利害の相違など人間関係が極めて複雑なため、動物好きと動物嫌いの人の対立や建物の資産価値観をめぐるトラブルを生み出すことがあります。特に飼育マナーの悪い無責任な飼い主がいる場合その周囲の人達に与える影響は大きく、ひいてはペット飼育者全員に対するイメージダウンになり、大部分が模範的飼育者であるにも拘わらずまた実害の有無に関係なく、それが飼育者一般とペット動物そのものに対する反感へとエスカレートしていくものと思われます。一部の不真面目な飼い主のために善良な飼い主とペット達（不良飼い主のペットも含めて）がこうむる被害は計り知れません。この

ことは人間はともかくペット達にとっては生死にかかわる問題となります。

以前、嘆願書に署名をお願いしたのでご記憶の方もおられるかと思いますが、横浜地裁で行われた「ペット飼育禁止裁判」は被告A氏の幸福の追求権や情状を審議する形ではなく、マンションのペット飼育禁止規約が有効か否かを焦点に判決が下され、我々の願いもむなしく東京高裁でも敗訴、A氏は善良な飼育者であったにもかかわらず愛犬を手放すことを余儀なくされ、その後その犬はあちこち



を転々としているそうです。また他のマンションでは同様の被告B氏の犬が管理組合の理事に連れ出され、14階から投げ落とされて死亡する事件も発生しています。B氏がどのような人物かは確認していませんが、事情はどうであろうとこのような非道は絶対に許されることではありません。

あるマンションでは特に飼育を禁止していたわけではないのですが、マナーの悪い飼い主が周囲に迷惑をかけるため、管理組合がペット飼育を規制しようという動きが出ています。幸いこのマンションでは禁止即処分というのではなく、新たに規約を作り一定条件のもとに現在所有のペット一代に限り飼育を認めるという方法を取っていますが、種々の制約にしばられて今までよりも何かとペットを飼いにくい状態になることは明らかです。

### \*ペット飼育解禁への道

集合住宅でペットが市民権を得るためには、上記の例を見てもわかるように現在の段階では飼育者全員がマナーを守り、周囲に迷惑を掛けないう「自らが責任ある飼育者たること」を自覚することから始めなくてはならないでしょう。飼育者全員で自主規約を作り、お互いに監視忠告しあって規約違反者を出さない

ようにすることです。自分たち一人一人の行動の善し悪しがペットの運命を左右するというを肝に命じておくべきです。悪質飼育者を締め出すことは簡単でもその結果犠牲になるのは彼等のペットでしょう。賃貸住宅の多くがペット禁止であったり、また飼育可の場合でも家賃が高額なのは、室内でペットを飼うとどうしても部屋が汚れて傷がつく、臭いが染み込んで次の借り手がなかなか決まらない、また周囲とのトラブルが起これば面倒だ、などのリスクがあるからです。

### \*飼い主に求められるオーナーシップ

ペットを飼うことの権利も認めてもらう代わりに、ペットを飼っていない人の権利を尊重することも大切です。しかし集合住宅でのペット飼育者（善良、悪質を問わず）を罪人視する傾向にあるのは何とも残念なことです。別件C氏の裁判で東京地裁は、「被告C氏は管理組合に対し、和解金と損害対策費および飼育終了まで1日400円の迷惑料を支払うこと」という解決案を提示しました（試算額は合計216万円）。被告原告とも合意はしなかったとのことですが、先述のA氏の裁判と同様、中立であるべき司法に於いてもペットに対する理解は充分に得られていません。ある動物愛護団体のメンバーは自宅マンションの管理組合から愛犬の処分勧告を受けましたが、彼は自己の持つ法律的知識を駆使して闘い、司法の手を借りること無く愛犬を自室で飼うことに対する暗黙の了解を取りつけました。このようなことは誰もが簡単に出来るとは限りませんが、自分のペットは自分の力で守ってやらなければならないようです。

兵庫県住宅管理課では震災を機に復興住宅のうちテストケースとして2棟99戸をペット飼育専用棟とする計画があるとのこと。たったこれだけではとても需要を満たすことは出来ず多に不満もありますが、考え方によってはたとえわずかでも公営としてペット飼育可の方向付けがなされたのは評価すべきことと思います。これが成功して世論の支持理解が得られれば行政としても新たな検討をせざるを得なくなるでしょう。

我々動物愛護団体も出来る限りの努力は致しますが、集合住宅でのペット飼育解禁への近道は飼い主自身のモラルと正しい飼育管理が鍵ではないかと思えます。

集合住宅でのペット飼育に関する手引き書（日本動物病院福祉協会監修）をご希望の方は、アーク事務局までお問い合わせください。

（次回は里親探しの注意について）